

一般社団法人 日本中毒学会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本中毒学会 と称する。

2 当法人の英文名は、Japanese Society for Clinical Toxicology と称し、略称は JSCT とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 東京都中野区中野2丁目2番3号 株式会社へるす出版事業部内 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国民全体の保健・医療・福祉に寄与するため、中毒に関する実態の調査、病態や発生機序の解明、予防及び治療法の開発・普及をはかり、関係分野との交流の促進などを通して、中毒医療の発展と中毒事故・事件の防止に貢献することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 中毒関連事項の調査及びその記録
- (3) 内外関連学術団体との連絡及び協力活動
- (4) 機関誌等学術刊行物の発行
- (5) 中毒予防のための社会的啓発活動
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所にある掲示板に掲示する。

(基金拠出者の募集)

第5条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって返還する。

第2章 会員

(会員種類)

第8条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、所定の手続を経て入会した者
- (2) 名誉会員 当法人のために特に功労のあった者で、代表理事の推薦により理事会の議を経て社員総会で承認された者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、これを援助する団体

(入会及び通知)

第9条 当法人に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書に当該年度の会費をそえて、当法人事務所に申し込むものとする。

2 当法人の会員が転居又は異動するときには、速やかに当法人事務所に通知するものとする。

(会費)

第10条 会員は、各種会員の別に応じて定款施行細則（以下、「細則」という。）に定める会費を支払わなければならない。

2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の手続を完了したとき
- (2) 2年以上会費を滞納したとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣言を受けたとき
- (4) 会員である団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第12条 会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、退会届を当法人事務所に提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会並びに社員総会における決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款及び細則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき

第3章 評議員

(評議員)

第14条 評議員は、細則に定めるところに従い正会員の中から選任する。

- 2 評議員の定年は満65歳とする。ただし、学術集会終了日までに満65歳に達した評議員は、次の定期社員総会の前日にその資格を失う。
- 3 評議員が会員の資格を喪失したときは、評議員資格を失う。

第4章 社員

(社員資格の喪失に関する規定)

第15条 評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 2 社員はいつでも辞任することができ、辞任しようとする者は、辞任届を当法人事務所に提出しなければならない。
- 3 前項の場合によるほか、当法人の社員は、以下の事由により、その社員たる資格を喪失する。
 - (1) 第11条及び第13条、第14条に規定する当法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合
 - (2) 総社員の同意があった場合

(社員名簿)

第16条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、当法人事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員)

第17条 当法人には、次の役員及び役職を置く。

理 事 10名以上15名以内

監 事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を常務理事とする。
- 3 常務理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員の中から細則の定めるところに従い、社員総会において選任する。ただし、理事及び監事は、選任時に社員たる資格を有すれば足りる。

- 2 代表理事及び常務理事は、理事の中から、理事会の決議によりこれを定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び常務理事)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

- 2 常務理事は、代表理事を補佐する。

(監事)

第21条 監事は、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行う。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、監事は、理事会において議決権を有しない。

(役員報酬)

第22条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章　会議

(会議)

第23条 当法人には、業務を議するために次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 社員総会
- (3) 会員総会

(理事会)

第24条 当法人の定例理事会は、毎事業年度に2回（ただし、4か月を超える間隔で開催）、及び臨時理事会は必要に応じて代表理事が招集する。

なお、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

- 2 代表理事は、次の各号の一に該当する場合に理事会を開催しなければならない。
 - (1) 他の理事から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
 - (2) 監事から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき

(理事会の招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。代表理事に事故があるときは、他の理事がこれに代わって招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項に該当する場合は、その書面の到達した日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を開催するには、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各理事・監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決議方法)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事が議長になれない場合は、会議の都度、出席理事の互選によって選出する。

- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、決議することができない。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した代表理事並びに監事が署名又は記名押印しなければならない。

(社員総会)

第28条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了日の翌日から2箇月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に隨時これを開催する。

- 2 社員総会を構成する社員は、社員に限る。
- 3 名譽会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。
- 4 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 総社員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があつたとき

(社員総会の招集)

第29条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。代表理事に事故があるときは、他の理事がこれに代わって招集する。

- 2 代表理事は、前条第4項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。
- 4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

第30条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面表決者及び表決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、決議することができない。

- 2 やむをえない理由のため社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。
- 4 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第31条 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第32条 定時社員総会の議長は代表理事とし、臨時社員総会の議長は、会議の都度、出席者の互選によって選出する。

(議事録)

第33条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

(学術集会会長)

第34条 学術集会会長は、理事会で選出し、社員総会の承認を経て選任する。

- 2 学術集会会長の任期は、前学術集会終了の翌日から当該学術集会終了の日までとする。
- 3 学術集会会長は、毎年1回の定例学術集会を主宰する。
- 4 学術集会会長及び次期学術集会会長は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、学術集会会長及び次期学術集会会長は、理事会において議決権を有しない。

(会員総会)

第35条 会員総会は、正会員、名誉会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 会員総会は、毎年1回、学術集会開催日に合わせて開催し、会員は次の各号に掲げる項目について報告をうけるものとする。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) その他

(招集及び議長)

第36条 会員総会は、学術集会会長が招集する。

- 2 会員総会の議長は、学術集会会長とする。

(委員会)

第37条 当法人には、その事業の円滑な実施をはかるため、細則に定めるところに従い委員会を設置することができる。

(議事録)

第38条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7章 地方会

(地方会)

第39条 当法人は、第3条に掲げる目的を達成するため、細則に定めるところに従い地方会（支部）を置くことができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年の5月31日までとする。

(計算書類)

第41条 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経た後、定時社員総会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (3) 事業報告書
- (4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(剰余金の処分制限)

第42条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第9章 定款変更、合併及び解散等

(定款変更)

第43条 この定款を変更するには、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならぬ。

(合併等)

第44条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の4分の3以上の賛成により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第45条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の4分の3以上の賛成により解散することができる。

(残余財産の分配)

第46条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各社員に分配しない。

2 前項の場合、当法人の残余財産は、国又は地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第10章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(略)

(設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(略)

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年5月31日までとする。

(最初の役員の任期)

第50条 当法人の最初の理事の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 当法人の最初の監事の任期は、選任後3年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(定款に定めのない事項)

第51条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。

- この定款は、2009年8月24日から施行する。